

蓮美幼児学園 芦屋川ナーサリー重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 光聖会
所 在 地	大阪市天王寺区夕陽丘町2番18号
電 話 番 号	06-6771-4152
代 表 者 氏 名	理事長 秋田 光哉
法人設立年月日	平成17年 12月21日

2. 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育園
施 設 の 名 称	蓮美幼児学園 芦屋川ナーサリー
施 設 の 所 在 地	〒659-0084 芦屋市月若町3-10
事 業 所 番 号	
管 理 者	園 長 松浦 敬子
連 絡 先	電 話 番 号 0797-35-4152 F A X 0797-35-4151
ホ ー ム ペ ー ジ	http://renbi.com
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 3歳児 13人 1歳児 10人 4歳児 13人 2歳児 10人 5歳児 13人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 39人 満1歳以上満3歳未満の児童 20人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	2012 年 5月 1日

3. 施設の目的・運営方針

蓮美幼児学園芦屋川ナーサリー（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、教育・保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。
- (4)「当園」は、教育基本法、子ども子育て支援法、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		232. 63 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造/地上4階
	延 床 面 積	495. 24 m ²
野 外 遊 技 場		0 m ²

(2) 主な施設

設 備	部 屋 数	備 考
ほふく室	1室	
保育室	2室	0歳児保育室(乳児室) ・ 1歳児保育室 ・ 2歳児保育室 3歳児保育室 ・ 4歳児保育室 ・ 5歳児保育室
遊戯室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	

5. 提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所・保育指針を踏まえ、以下の教育・保育及びその他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下に同じ)

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 特色

教育のできる保育、かしこいあたま・やさしいところ・じょうぶなからだ「知・情・体 三位一体の総合乳幼児教育」を実践いたします。ネイティブでの英語講師による保育活動、体育専任講師による運動の保育活動を実践。

(3) 送迎

登降園については、原則として保護者が付き添うものとし、車での送迎は禁止とします。

(4) その他

食事の提供、延長保育、特別支援保育、地域子育て支援事業(子育て教室)を実施します。

6. 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲)

職 種	職務の内容	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1名	1名		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の教育・保育をつかさどる	1名	1名		
保 育 士	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	17名	8名	9名	
看 護 師	園児及び職員の健康管理、保健衛生に関する業務を行う	1名	1名		
調 理 師	栄養管理及び給食業務従事する。	4名	1名	3名	外部委託業者
事 務 員	園長・主任を助け、人事、労務、経理、会計、管理等の事務に従事する	1名	1名		

当園では、条例の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種に勤務体系>

職 種	勤務形態
園 長	正規の勤務時間帯(8時間勤務)
主幹保育教諭 (主任保育士)	正規の勤務時間帯(8時間勤務)
保 育 士	正規の勤務時間帯(8時間勤務)
看 護 師	正規の勤務時間帯(8時間勤務)
調 理 師	正規の勤務時間帯(8時間勤務)
事 務 員	正規の勤務時間帯(8時間勤務)

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。1号認定の子どもについては、月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

※行事(運動会、生活発表会、保育参観、卒園式等)によって行事後家庭保育のご協力をお願いすることがあります。

8. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から応付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯（土曜日は除く）において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分と16時30分から19時00分（土曜日は18時00分）までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務、栄養管理業務は一富士フードサービスが行います）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	備考
0 歳 児	9時10分頃	11時00分	15時頃	
1 歳 児	9時10分頃	11時10分	15時頃	
2 歳 児	9時10分頃	11時10分	15時頃	
3 歳 児		11時30分	15時頃	
4 歳 児		11時30分	15時頃	
5 歳 児		11時30分	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食対応

※場合によって弁当をお願いすることがあります。

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4名	1名	3名	外部委託業者

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金額等

(1)に掲げる保険料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

11. 特別支援(インクルーシブ)保育の取り組み

芦屋市からの業務委託により、市の支援者会において個別的配慮が必要と認められた園児に対し必要な保育教諭を配置し、園児の発達成長に必要な援助を行います。

12. 病児保育の取組

芦屋市からの業務委託により、看護師を配置する(月～金 9:00～17:00)ことで、園児が保育中に微熱を出すなどの体調不良となった場合に、保護者がお迎えに来るまでの間、安心かつ安全な環境でお預かりします。

13. 利用の開始に関する事項

当該市町村の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意されたのちに保育の提供を開始します。

14. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法にさだめる支給要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

15. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)

医 療 機 関 の 名 称	三村クリニック
医院長名又は医師名	三村 嘉壽男
所 在 地	芦屋市大原町 15-14
電 話 番 号	0797-32-5172

(2)

医 療 機 関 の 名 称	若林歯科
医院長名又は医師名	若林 亮
所 在 地	芦屋市船戸町 4-1 ラポルテ本館
電 話 番 号	0797-22-4882

16. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17. 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別途に定める、消防計画書より対応いたします。
防 災 設 備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18. 虐待の防止のための処置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の処置を講じています。

(1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施

(2) 虐待防止マニュアル作成、運用

24. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はごえんりょください。

25. 園内の服装について

園内では、原則、蓮美幼児学園の制服を着用して活動していただきます。(1歳児以上)冬場などの寒い時期であっても長袖ユニフォームやハーフパンツといった通常の半そでシャツ・半ズボンより防寒性の高いユニフォームの着用をお願いいたします。半そでシャツと半ズボンユニフォームの下に長袖の重ね着やタイツ・スパッツの重ね着はご遠慮願います。